

令和元年千葉市教育委員会会議
第7回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和元年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録

日時 令和元年7月17日(水)

午後2時00分開会

午後2時26分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 中野 義澄
委 員 和田 麻理
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	学 事 課 長	山下 敦史
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 支 援 課 長	木内 克英
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	保 健 体 育 課 長	古山 智和
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
総 務 課 長	南 久志	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
企 画 課 長	山崎 二郎	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
教 育 職 員 課 長	柳橋 伸彦	文 化 財 課 長	滝田 希成
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 長 補 佐	渡邊 直子
学 校 施 設 課 長	森永 成	総 務 課 総 務 班 主 査	金井 昌樹

書 記 総 務 課 主 任 主 事 安藤 俊介 総 務 課 主 任 主 事 松元 秀之

1 開会

磯野教育長より開会を宣言

2 会議の成立

過半数の委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

磯野教育長より千葉委員を指名

4 会期の決定

令和元年7月17日（1日間）とすることで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 平成30年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について

柳橋教育職員課長より報告があった。

報告事項(2) 第66回千葉市小学校音楽発表会（花見川区・稲毛区・美浜区）について

鶴岡教育指導課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第31号 令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について

木内教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について

磯野教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いします。

報告事項(1) 平成30年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について、教育職員課長、説明をお願いします。

柳橋教育職員課長 教育職員課でございます。

報告事項(1)を説明させていただきます。レジュメをご覧ください。

平成25年度より実施しております、市内の小・中・特別支援・高等学校の児童生徒及び教職員を対象とした「体罰・セクシュアル・ハラスメントの調査」の結果がまとまりましたので、ご報告をいたします。

まず、1の調査の目的ですが、児童生徒と教職員のかかわりの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対応策を講じ、よりよい学校環境を構築するために実施したものでございます。

次に、2の調査の方法等ですが、調査対象は、市内の小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒及び教職員でございます。なお、小学校・特別支援は保護者も含んでおります。また、調査対象期間は平成30年4月から平成31年3月6日まででございます。

実施方法は、今年度もこれまで同様、アンケートの氏名記入については選択制としております。ただし、アンケート集計の都合上、学年・組・性別は必須記入としております。

これまでの調査との相違点ですが、新たに今年度は、「体罰・セクハラを受けている児童生徒を見たことがありますか」という質問を加えました。第三者の視点を記入する項目を設けたところでございます。これにより、これまで隠れていたと思われる事案についても情報が得られました。今後も引き続き調査項目に加え、情報収集を積極的に行って参ります。

3の調査結果についてですが、2ページをご覧ください。横版になっております。

体罰として判断される行為は4件、昨年度は9件でした。4件については、1件が文書訓告、3件が厳重注意となっております。不適切な行為を受けた件数は、小・中・特別支援学校・高等学校の総数は60件、昨年度は70件と昨年度と比較し減少しております。また、言葉の暴力についても、111件、昨年度は143件と同様に減少しております。

次に、3ページをご覧ください。

児童生徒がセクシュアル・ハラスメントを受けた件数は、小学校が17件、昨年度は21件、中学校は53件、昨年度は43件、高等学校は9件、昨年度は0件、特別支援学校が0件、昨年度も0件でした。

次に、4ページをご覧ください。

教職員がセクシュアル・ハラスメントを受けた件数は、小学校が17人、昨年度は7人、中学校は24人、昨年度は23人、高等学校は0人、昨年度は3人、特別支援学校は0人、昨年度は1人でした。

続いて、5ページをご覧ください。

各学校での体罰やセクシュアル・ハラスメントの防止の取り組みについて、各校長からの回答をまとめました。「職員会議や打ち合わせ等において資料を提示し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図っている」という学校が95%でした。また、今後の対策としては、多くの学校が、引き続き「職員会議や打ち合わせ等において資料提示し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図る」とともに、最新の情報をもとに「体罰と懲戒、セクハラのラインの明確化」を図り、周知していると答えております。

最後に、6ページをご覧ください。

6ページの4は、調査結果から見られる傾向や状況についてまとめたものです。また、5として、調査を踏まえた今後の対応をまとめてあります。本年度は、コンプライアンス班が設置されましたので、一番下の丸に書かれていますように、4点についての取り組みを実施し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けてより一層取り組んでいきたいと考えております。

なお、今回の調査結果については、市教育委員会のホームページにも掲載する予定でございます。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。この件については、かなり再発防止等を進めていただいて、成果が上がっていることはよくわかります。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問が1点ございます。5ページにある取り組み状況でございますが、ここにさまざまな取り組みの内容が書かれています。これらのうち、教育委員会から学校に対して、ぜひやってくれと求めている事柄はあるのかないのか。あるとしたら、100%取り組んでいないということは、そこに問題があるということかと思ひますので、教育委員会から学校に求めていることがあるのかないのかについて、教えてください。

柳橋教育職員課長 本年度の取り組みの特に重点を置いているところですが、全校で実施してもらいたいのは、この5ページですと、上から2つ目の体制の一番上、教職員研修等を実施ということがあります。校内研修資料を作成しまして、各学校で職員のコンプライアンス研修を実施するということで、各学校に依頼をかけております。教育委員会主導の取り組みだけでなく、自分たちの学校独自の手で、自分たちで不祥事を防止するんだという、より意識を高める取り組みをしていくことによって、不祥事防止につながるのではないかという期待をしております。

以上でございます。

藤川委員 今のお話は、昨年度から依頼していたというわけではなくて、今年度新たに依頼をなされたということですか。

柳橋教育職員課長 はい。

藤川委員 わかりました。昨年度の時点は43%の学校しか取り組んでいないものを、どの学校でもやっていただくということですね。そのように重点を置いて指導をしていただくことは、とても重要なことだと思いますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

和田委員 藤川委員のお話と少し重なるところもありますが、5ページの一番上の周知のところ、年度初めに経営方針の中で説明している学校が40%、そしてその上の随時ということだと思いますが、周知徹底しているところが95%ということで、当然重なっている部分があると思いますが、年度初めに1回やっていけばいいということではなく、やはり1年の中で何回か折々に触れて、周知徹底をしていかななくてはいけないことだと思います。一番上の部分が95%ということは、20校に1校はやっていないということになるので、少し大きな問題なのかなというふうに考えております。

6ページのところでも、5の調査を踏まえた今後の対応ということで、学校での取り組みの中で、大きな丸の一番上のぼちのところでも、やはりそのようなことが書かれています。1年に一度やればいいということでもなく、経営方針に入れなくていいということでもなく、とにかく折に触れてやっていただくということを徹底して、教育委員会からもご指導いただきたいと思っております。

柳橋教育職員課長 今ご意見いただいたとおり、95%ではなく100%になる

よう呼びかけていきたいと考えております。周知の方法については、各学校全て同一ではないですが、折に触れてということで周知をしていきたいと考えております。補足になります。校長と職員の面接が年に3回ございます。その3回の面接の折に、不祥事防止のセルフチェックシートというものを使って、あらゆる不祥事についての自分の状況を共有するという時間を設けてあります。そこでも不祥事についての意識啓発を図れると考えております。以上でございます。

和田委員 はい、よろしく申し上げます。

磯野教育長 明日から校長面接も始まる中で、教育委員会としても、4つの観点で行われて、その中でコンプライアンスの件についても、やっていきますので、よろしく願いいたします。

そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(2) 第66回千葉県小学校音楽発表会(花見川区・稲毛区・美浜区)について

磯野教育長 次に、報告事項2、第66回千葉県小学校音楽発表会(花見川区・稲毛区・美浜区)について、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 教育指導課でございます。

報告事項(2) 第66回千葉県小学校音楽発表会について報告いたします。

7ページをご覧ください。

6月26日水曜日に、音楽発表会を開催いたしました。大変歴史ある行事でありまして、今年度は花見川区・稲毛区・美浜区の57校、1,880人の児童が発表を行いました。

開催時間は、午前の部が9時から12時まで、午後の部が13時から16時までを基本としておりますが、参加校数や学校からの移動距離等を考慮して、実態に合わせた時間を設定して行いました。

会場と参加校ですが、資料の一覧表のとおり、千葉県文化センターから、幕張南小学校までの会場において、合計8グループが発表を行いました。各会場の参加校数は6校から9校で、児童が安全に無理なく集合できるように編成いたしました。

8ページをご覧ください。

3の内容ですが、会次第は全会場共通としております。(6)の「千葉県子どもの歌」は、千葉市の子どもとして、郷土千葉市

を愛する気持ちであったり、千葉市で育つことに誇りを持ってほしいとの願いを込めまして、毎年必ず歌うようにしております。近年では、音楽会に向けて5月や6月に、今月の歌として全校で歌う学校がふえております。そのためによく歌い込んでありまして、会場いっぱい響き渡りました。

また、千葉市おやこ歌集「金のうた銀のうた」では、会場ごとに選曲をし、全員で「うみ」であったり、「手のひらを太陽に」であったり、「南の島のハメハメハ大王」を歌いました。

4の演奏学年は、中学年が大部分を占めております。各学校の発表は、一人一人の力を十分に発揮し、心を一つにして音楽をつくり上げており、特別支援学級の多くの児童も学年や学級の中に入って一緒に参加し、一体となって発表しておりました。

発表の内容は、斉唱や合唱、合奏、音楽劇などが多く、手拍子によるリズムアンサンブルなど、選曲や構成にさまざまな工夫が見られました。特に今年は、来年のオリンピック・パラリンピックに向け、国際理解をテーマとした学校が多く、さまざまな言語で歌ったり合奏したりしました。また、日本のよさを再認識するということで、童歌や民謡などもあり、バラエティーに富んだ内容となりました。

最後に、5ですが、音楽主任の反省や、参加した指導主事から聞き取った意見、感想等をまとめました。会場が分散される中、運営の音楽主任が少ない中、各グループとも事前の相談や準備を十分に行うことでスムーズな運営ができ、また、各学校の適切な事前指導の成果があったというふうに捉えております。

ただ、黒丸3つではありますが、今後の課題として次年度へ活かしつつ、よりよい発表会となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 私も伺わせていただきまして、本当にありがとうございました。心が洗われました。今ご説明にもありましたが、ストーリー性があったり、それから技術的にも非常に難しい曲を歌っていたりと、ふだんの練習の成果がとてもよくわかる発表で、すばらしかったと思います。

それから、こちらの5番のところにもありますが、最後の中学校の先生からの講評が、子どもたちにとっても、おそらく小学校

の先生方にとっても有意義なものだと思います。いつもと違う視点で話してくださるのが、とてもすばらしいなと思いながら聞いておりました。もしできることなら、普段の授業の中でも中学の音楽の先生が小学校に行って、事前に指導するとかいうようなことがあると、一段とよくなるのかなというふうに感じました。

それから、あともう1点ですが、保護者の方がたくさんご覧にいらっしゃるんですけれども、やはり席の関係で抽せんになっているということを伺いました。前半と後半で入れ替えたりというような工夫もされているようなのですが、例えば私たち教育委員の席も少し余裕がありますので、もう私たちは、ぎゅうぎゅうに座っても構いませんので、ぜひ工夫していただいて、一人でも二人でも多くの保護者の方にお越しいただけるように、お願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

鶴岡教育指導課長 ありがたく参考にさせていただきます。

藤川委員 ありがとうございます。私も同じ回に参加させていただきました。もう和田さんがおっしゃったことは大賛成で、全てすばらしかったと思います。

ほかの点で申しますと、おそらく知的障害があるのかなというお子さんがちらほら見受けられましたが、そのようなお子さんがクラスの一員としてしっかりと参加していて、ほかのお子さんも、よく助けている様子が見られまして、大変すばらしいなというふうに感じました。ありがとうございます。

意見なんですけど、どうしても参加できるお子さんが各学校で1学級だけということになります。そうすると、この活動をどのように学校に還元していくかということが大きな課題で、おそらくそれぞれの学校は工夫されていると思うんですが、そのような工夫の様子が全く見えないというところももったいないなと思います。

できるのであれば、発表会の中で、あるいはこのような報告の中で、各学校でこの発表会に1学級のみ出る取り組みをどのように学校全体、あるいは学年全体に活かしているのかというようなことについても情報を出していただいて、これは単に一部のお子さんたちのイベントにとどまらずに、学校での活動に位置づいているんだということがわかる形で、進めていただけるとなおよいかと思います。ぜひご検討ください。

鶴岡教育指導課長 ご意見ありがとうございます。学校内だけでありますと、プレ

発表であったり、参観日での発表であったり、いろいろなところで披露ができるんですが、今、委員のおっしゃったように、学校間の取り組み、または学校の工夫というところの発信が、やはりまだ不足していると思うので、参考にさせていただき、次年度に活かしていきたいと思います。

藤川委員 よろしくお願ひします。

磯野教育長 では、よろしいですか。

では次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第31号 令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について

磯野教育長 議案第31号「令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」、教育支援課長、説明をお願いします。

木内教育支援課長 議案第31号「令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」ご説明させていただきます。

本年度も、昨年度に引き続き、特別支援学校高等部入学者の募集及び選考要項につきましては、県と同一歩調で進めていくことになりました。本要項では、千葉市立養護学校高等部普通科と千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）が対象校となります。

「I 応募資格」については、資料の14ページをご覧ください。

両校とも知的障害を有する者が対象になります。市立養護学校は、療育手帳もしくは障害を有することを証明する医師の診断書が必要になります。高等特別支援学校は、療育手帳が必要であり、2の(3)にありますように、公共交通機関等を利用して通学できる者を加え、知的障害が軽度な生徒に対する学校としての特色を明確にしております。なお、高等特別支援学校は定数を32名としています。養護学校高等部は定数を設けておりません。

通学区域につきましては、千葉市立養護高等学校普通科では、1の(1)にありますように、中央区、若葉区、緑区、稲毛区の一部に居住または入学までに住所を有する者としております。そのほかの区につきましては、県立千葉特別支援学校の通学区域となっております。同じく、千葉市立高等特別支援学校普通

科（職業コース）では、2の（1）にありますように、市内に居住または入学までに住所を有する者としております。

次に、入学者選考要項について説明いたします。千葉市立養護学校につきましては、資料15ページから16ページの、「Ⅱ千葉市立養護学校高等部 普通科」をご覧ください。

1、通学区域につきましては、先ほど説明いたしましたとおりです。2、入学定数につきましては、特に定めておりません。3、出願につきましては、令和2年1月10日金曜日までに、千葉市立養護学校で進路に係る教育相談を必ず行うこととしております。手続等につきましては、（2）から（6）にあるとおりでございます。

入学候補者の選考は、4、入学許可候補者の決定にあります。これまでどおりの選考方法で、令和2年2月12日水曜日及び13日木曜日のいずれか一日としました。4の（3）にありますように、検査・面接等を行い総合的に審査いたします。

千葉市立高等特別支援学校につきましては、資料の17ページから21ページの、「Ⅲ千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）」をご覧ください。

通学区域につきましては、1、通学区域にありますように、市内全域とします。定員につきましては、2、入学定員のように入学者の32名とします。出願からの流れにつきましては、3、出願及び4、志願の変更及び取り消しをご覧ください。出願者は、令和元年12月4日までに、千葉市立特別高等支援学校で進路に係る事前の教育相談を必ず行うこととします。

入学候補者の選考は、5、入学許可候補者の決定にありますように、入学者選考日を令和2年1月15日水曜日及び16日木曜日とし、千葉市立高等特別支援学校を会場にして行います。選考方法は、5の（3）にありますとおり、作業能力検査・学力検査・運動能力検査・面接等を行い総合的に審査いたします。

なお、選考日は、県立特別支援学校高等部普通科（職業コース）と同一の日とし、選考方法の検査項目や学力検査の問題は、県と同一となります。

また、入学許可候補者数が発表時に定員に満たなかった場合、8、第2次募集にありますように、第2次募集を行います。

入学許可候補者とならなかった者が他の高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合の手続と日程につきましては、

9、入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合をご覧ください。第2次募集でも入学許可候補者にならなかった場合、市立養護学校や県立千葉特別支援学校に願書等が提出できる日程となっております。

高等特別支援学校の3年間の志願者倍率の状況は、平成29年度以降、1.38倍、1.47倍、1.34倍となっております。また、養護学校の3年間の合格者数は同様に47名、52名、41名となっております。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。ご質問もないようですので、議案第31号「令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で審議が終了しました。

委員の皆様、その他としてほかにご意見、ご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、最後に事務局から何かありますか。

7 その他

(1) 第2回臨時会は、7月31日（水）午前10時より開催することと決定した。また、第8回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

8 閉会

磯野教育長より閉会を宣言